

はじめに

平成 27 年 5 月に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下、特措法という)では、第 12 条に「市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努める」と規定されています。また、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」(以下、基本指針という)においては、「体制整備に当たっては、空家等をめぐる一般的な相談はまず市町村において対応した上で、専門的な相談については宅地建物取引業者等の関係事業者や関係資格者等専門家の団体と連携して対応するものとするとも考えられる」とあります。これらを踏まえ、市町村は、所有者等から空家等に関する相談があった場合に迅速に対応できるよう、体制を整えることが望まれます。

このため、宮城県において、県内の空家等を含む建築物や不動産に係る専門窓口と、自治体の窓口の連携を図り、空家等の所有者等が抱える問題を適切な窓口へ案内することでスムーズな解決へと導き、県内の空家等の適正管理を促すことを目的として、このマニュアルを作成しました。

このマニュアルは適宜見直しを行い、各窓口で受けた相談事例や対応内容を反映していくことで、内容を充実させていくこととします。